

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和5年6月12日)

- 一般国道 313 号車両衝突事故損害賠償請求訴訟事件の控訴について  
【道路企画課】……………2ページ
  
- 鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務の契約締結について  
【空港港湾課】……………3ページ
  
- 鳥取県立みなとさかい交流館の指定管理者審査要項(案)の概要について  
【空港港湾課】……………4ページ
  
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
【道路企画課・道路建設課】……………6ページ

県土整備部

## 一般国道 313 号車両衝突事故損害賠償請求訴訟事件の控訴について

令和 5 年 6 月 12 日  
道 路 企 画 課

小谷氏ら原告の一般国道 313 号車両衝突事故損害賠償請求の提訴（令和 4 年 2 月 10 日）に対し、鳥取地方裁判所は、原告の請求棄却の判決（令和 5 年 5 月 15 日）を下しましたが、原告はこの一審の判決を全部不服であるとして、同月 29 日付けで控訴されたので、当該控訴の概要及び今後の方針について報告します。

### 1 控訴の概要

- (1) 控 訴 人 岡山県真庭市蒜山下長田 1751 番地 小谷 朱美ほか 2 名  
訴訟代理人 弁護士 佐野 泰弘
- (2) 被控訴人 鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井 伸治）
- (3) 請求の趣旨
  - ① 原判決を取り消す。
  - ② 被控訴人は控訴人小谷朱美ほか 2 人に対し、計 3,300 万円及びこれに対する平成 31 年 2 月 12 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
  - ③ 訴訟費用は第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。
- (4) 控訴の理由 おって控訴理由書を提出する。

### 2 今後の方針

控訴人である原告からの請求は、第一審と同じ内容であり、受け入れることはできないため、本件控訴を棄却すべき旨の判決を求める答弁書を提出することとする。

### 【参考】一審の概要（鳥取地方裁判所）

- 原判決の表示（主文）
  - ① 原告らの請求はいずれも棄却する。
  - ② 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 判決の主な内容  
原告が主張する、路面の凍結があったとの事実は認められず、県に道路管理の瑕疵があったとは認められない。
- 経 緯
  - ・ H31. 2. 12 一般国道 313 号において、原告の夫の運転する軽トラックと 4 トントラックによる正面衝突事故が発生し、原告の夫が死亡
  - ・ R4. 2. 10 訴訟の提起  
原告主張：事故原因が路面凍結によるとの主張であり、道路への凍結防止剤の散布パトロール及び通行規制等の措置を怠ったことによる、本件道路の設置又は管理に瑕疵があったとして、国家賠償法第 2 条第 1 項により死亡慰謝料等の支払を求める。
  - ・ R5. 5. 15 判決言渡し⇒鳥取県の全面勝訴

# 鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務の契約締結について

令和5年6月12日  
空 港 港 湾 課

令和5年5月9日に開催した鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務）において、最優秀提案者を選定し、その最優秀提案者と令和5年5月26日に標記業務の契約を締結しましたので報告します。

## 1 業務概要

鳥取砂丘コナン空港は、平成30年7月に公共施設等運営権（コンセッション）制度に基づく民間事業者による空港運営に移行し、現在の運営権者は鳥取空港ビル(株)である。現運営権者による本空港の事業期間は令和9年3月31日までであるが、本県は令和9年4月以降も引き続きコンセッション制度によって本空港の運営等を民間事業者に発注（委託）することを予定している。

本業務は、第2期（次期）コンセッションとして、令和9年4月以降の特定運営事業等を適正かつ確実に推進するためのマーケットサウンディング、実施方針及び民間事業者の公募に関する各種資料の作成・公表、優先交渉権者の選定、実施契約書の締結、事業継承等に係る一連の支援を実施するものである。

## 2 契約概要

- (1) 業 務 名 鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務
- (2) 履 行 期 間 令和5年5月26日から令和9年3月31日まで（債務負担行為設定済）
- (3) 契 約 金 額 142,533,600円（税込）
- (4) 契 約 の 相 手 方 有限責任あずさ監査法人 理事長 山田 裕行

## 3 鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務）の審査結果

- (1) 委 員 

谷本 圭志	（鳥取大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授）委員長
岡本 陽子	（公募委員、ホテルモナーク鳥取事業部業務推進室営業課）
連 宜萍	（公立鳥取環境大学経営学部准教授）
島田 真紀子	（鳥取県総務部参事監兼デジタル・行財政改革局行財政改革推進課長）
藤本 直幸	（鳥取県県土整備部空港港湾課長）
- (2) 選定方法 評価項目ごとに10点満点で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じた合計点で最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。（500点満点）
- (3) 評価項目 履行能力、実施体制、理解度、提案力、計画力、見積金額
- (4) 応募者数 3者（うち1者辞退）
- (5) 審査結果

順位	点数（500点満点）
最優秀提案者	420.5点
2	405.5点

- (6) 参 考 審査会は3回開催し、1回目（令和5年3月10日開催）に調達公告（案）や評価方法の審査、2回目（同年4月28日開催）に企画提案内容のプレゼンテーション・ヒアリング、3回目（同年5月9日開催）に最優秀提案者を選定した。

## 4 今後の予定

本業務を着実に進め、令和9年4月以降も引き続きコンセッション制度に基づく本空港の運営等を民間事業者が発注（委託）できるよう取り組んでいく。

# 鳥取県立みなとさかい交流館の指定管理者審査要項（案）の概要について

令和5年6月12日  
空 港 港 湾 課

令和6年度から鳥取県立みなとさかい交流館（以下「交流館」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することを報告します。なお、審査要項は、鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査を踏まえて決定します。

## 1 指名団体とその理由

境港管理組合

（指名理由）

本組合は鳥取、島根両県が設立する一部事務組合であり、平成18年度から交流館の施設管理等の指定管理を受託しており、誠実に管理を行っている。

## 2 指定管理者が行う業務

### （1）指定管理者が行う業務の内容

ア 施設設備の維持管理に関する業務

イ 交流館の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

ウ その他交流館の管理運営に必要な業務

（変更点）

清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

### （2）管理の基準（基本的事項）

ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

（※なお、利用料金は現行の金額を標準とする。）

イ 交流館の会議室の利用の許可・制限は、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

ウ 利用料金の減免については、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い行うこと。

エ 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律において準用する規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守する。

オ 情報の公開については、鳥取県情報公開条例の規定を遵守する。

カ 許可等の手続については、鳥取県行政手続条例の規定を遵守する。

### （3）その他、管理上の条件等

工事請負、業務委託は県内事業者への発注を原則とするなど、県内需要の拡大や県内事業者の活用に努める。

## 3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

## 4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額180,560,000円（消費税及び地方消費税の額16,414,545円を含む）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

## 5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

## 6 スケジュール

- (1) 審査委員会（審査要項の審議） 令和5年6月中旬
- (2) 書類の提出期限 令和5年7月下旬
- (3) 審査委員会（候補者の選定） 令和5年8月上旬
- (4) 審査結果の通知・公表 令和5年8月上旬
- (5) 指定管理者の指定 令和5年10月下旬（議会の議決を経て行う。）

## 7 選定方法等

- (1) 選定方法  
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定
- (2) 審査委員会委員  
学識経験者、税理士、地元有識者（2名）、県土整備部次長〔計5名〕
- (3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定〕 〔個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	65点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容	19点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用〕 〔ISO14001・TEAS I種規格等の認証等〕 〔あいサポート企業等の認定等〕 ○交流館の管理運営状況の実績評価	16点

### (注意事項)

- ・表中「指定手続条例」は、「鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」をいう。
- ・観光、集客施設においては、サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。
- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

## 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契 約 年 月 日	入 札 方 式
道路建設課 (西部総合事務所 日野県土整備局)	国道181号江府道路俣野 地区道路改良工事(9工 区)(補助改良)	日野郡 江府町 俣野外	有限会社住田組 代表取締役 住田 孝昭	110,000,000円  (予定価格) 119,461,100円	令和5年5月17日 ~ 令和5年11月30日	令和5年5月17日	制限付 一般競争入札 (5社)

## 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路企画課 (鳥取県土整備 事務所)	県道郡家鹿野気高線(河 原歩道橋)橋梁塗装工事 (2工区)(補助橋補修)	鳥取市 河原町 今在家	株式会社技工社 代表取締役 藪田 伸一	(当初契約額) 106,700,000円	令和4年8月30日 ～ 令和5年3月15日	(当初契約年月日) 令和4年8月30日	-
					(変更後工期) 令和5年5月31日	(第1回変更契約年月日) 令和5年3月3日	工事中の交通規制にか かる地元調整に時間を 要し、足場設置開始が遅 れたことによる工期の延 伸
				(第2回変更後契約額) 116,913,500円 (変更額) 10,213,500円		(第2回変更契約年月日) 令和5年5月11日	週休2日モデル工事を実 施したことによる工事費 の増
道路企画課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	県道淀江琴浦線(大名 橋)外橋梁補修工事(補 助)	西伯郡 大山町 神原外	株式会社みたこ土建 代表取締役 美田 耕一郎	(当初契約額) 98,560,000円	令和4年10月13日 ～ 令和5年3月24日	(当初契約年月日) 令和4年10月12日	-
				(第1回変更後契約額) 107,386,400円 (変更額) 8,826,400円	(変更後工期) 令和5年5月10日	(第1回変更契約年月日) 令和5年3月20日	・補修する下部工の床掘 の結果、湧水が発生した ため水替え工を追加した ことによる工事費の増 ・近接工事との調整の結 果、工程を見直したこと による工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 108,548,000円 (変更額) 1,161,600円	(変更後工期) 令和5年7月10日	(第2回変更契約年月日) 令和5年5月1日	・庄田橋の防護柵工にお いて、劣化が著しいため 部分補修から取替へ変 更したことによる工事費 の増 ・上記により資材の調達 に不測の日数を要したこ とによる工期の延伸

## 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契 約 年 月 日	変 更 理 由
道路建設課 (中部総合事務所 県土整備局)	国道313号(北条倉吉道 路(延伸))地盤改良工事 (補助改良)(国補正)	東伯郡 北栄町 弓原	株式会社井中組 代表取締役 井中 紳二	(当初契約額) 178,090,000円	令和4年4月1日 ~ 令和5年2月6日	(当初契約年月日) 令和4年3月11日	-
				(変更後工期) 令和5年3月20日	(第1回変更契約年月日) 令和5年2月1日	隣接工事との施工時期 の調整を行ったことによ る工期の延伸	
				(第2回変更後契約額) 218,170,700円 (変更額) 40,080,700円	(変更後工期) 令和5年5月31日	(第2回変更契約年月日) 令和5年3月13日	施工基盤の土質が想定 より悪く、追加で基盤の 土質改良を行う必要が 生じたことによる工事費 の増及び工期の延伸
				(第3回変更後契約額) 239,412,800円 (変更額) 21,242,100円	(第3回変更契約年月日) 令和5年5月26日	週休2日モデル工事を実 施したことによる工事費 の増	